

学習用情報端末（iPad）活用の約束（学校・家庭学習編）

上越市教育委員会

学習用情報端末（以下：iPad）は、皆さんの学習に役立つ便利な道具です。しかし、使い方をあやまると、困ることがたくさんあります。そこで、「学習用情報端末（iPad）活用の約束（学校・家庭学習編）」を定めました。全員がこの約束を守り、「安心・安全・快適」に活用して学びを広げていきましょう。

1 iPadを使う目的

iPadは、学習活動のために使うことでより深い学習を実現したり、情報活用能力や情報モラルを身に付けたりすることを目的とします。

2 iPadを使うときに注意すること

★上越市が学習のために貸し出すものです。大切に使いましょう。

(1) 学習用iPadを使う時間を家の人と決めて、それを守ります。

＜例＞ 小学校低学年…午後7時まで 小学校中学年…午後8時まで
小学校高学年…午後9時まで 中学生 …午後10時まで

(2) 紛失、盗難、落下、水ぬれに十分に気を付けます。

(3) 持ったまま走ったり、地面に置いたりしてはいけません。

(4) 水をかけたり、湿気の多いところでは使ったりしないようにします。また、日光が強く当たる場所や、暖房器具の近くなどには置いてはいけません。

(5) iPadの画面は、指やタッチペンでふれるようにします。シャープペンシルなどでふれたり、落書きしたり、磁石をつけるなどは絶対にしてはいけません。

(6) 家庭で使うときは、家の人とよく話し合い、休けいしながら使います。

(7) 寝る時刻の**30分前**には、使うのをやめるようにします。

(8) 家で使った後、学校に持ってくる場合、家で充電できる家庭は充電を済ませておきます。

3 保管の仕方

(1) 学校では、先生の指示に従い、指定の場所に保管します。

(2) 家では、自分の部屋ではなく、家の中の人の目の届くところに置いておきます。

4 健康のために

(1) iPadは正しい姿勢で使い、画面に近付きすぎないように気を付けます。

(2) 使用中は、遠くを見るなど、ときどき目を休ませます。

5 安全な使用

インターネットは正しく使えば学習を広めたり深めたり、生活を便利にすることができます。しかし、中には、あやしいサイトもありますので、先生や家の人とインターネットを使うときの約束をきちんと決めましょう。あやしいサイトに入ってしまったときは、iPadを閉じ、先生や家の人に知らせます。

6 カメラ機能での撮影

(1) カメラ機能は使ってよいときと、使ってはいけないときがあります。先生や家の人と一緒に、使ってはいけないのは、どのようなときなのか考えましょう。

(2) カメラ機能で人を撮影したり、人の家や持ち物などを撮影したりするときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手や場所の許可をもらいます。

7 データの保存

iPadで作ったデータやインターネットから取り込んだデータの保存や削除は、先生の指示に従います。

8 個人情報・設定変更などに関する禁止事項

- (1) iPadを他人に貸したり、使わせたりしてはいけません。
- (2) 自分や他人の個人情報(名前、住所、電話番号、メールアドレス、顔写真など)は、インターネット上には絶対に上げてはいけません。
- (3) 次の場所には、iPadを持ちこんだり、使用したりしてはいけません。
○トイレ ○お風呂 ○更衣室 ○プール
ただし、学習のために先生が許可する場合には、使用することができます。
- (4) SNSは、使ってはいけません。
- (5) iPad保護のため、iPadをケースから出して使用してはいけません。
- (6) 先生や管理者が使いにくくなるため、iPadのホーム画面のアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの設定を、勝手に変えてはいけません。
- (7) iPadには、今入っているもの以外のアプリケーションを入れたり、入っているものを勝手に削除したりしてはいけません。
- (8) 先生の指示がないのに、アカウントの変更や設定の変更を勝手にしてはいけません。
※故意に設定を変更するなどして、iPadに不具合が生じた場合には、元に戻すための作業にかかる費用を家庭で負担していただく場合があります。

9 不具合や故障、紛失・盗難

- (1) iPad本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときや、故障のときは、先生に話をします。家庭で使用していて故障を発見した場合は、次に学校へ持っていく日に、先生に話をします。
- (2) iPadを紛失したときには、心当たりのあるところを探します。学校で使用している場合は先生に、家庭で使用している場合には家の人になるべく早く話します。
- (3) 家庭への持ち帰りの際に紛失または盗難にあった場合は、保護者が、警察に連絡します。その際、「いつ」「どこで」「何番の情報端末」をなくしたかを伝えます。
(上越警察署 521-0110 または近くの駐在所でも可能)
- (4) 保護者は、紛失・盗難について学校(電話番号 025-530-2027)に連絡します。

【電話で伝える内容】

iPadを紛失(盗難)したため、連絡しました。
〇〇〇学校、〇年、〇〇〇〇(氏名)、iPad番号は〇〇〇〇番です。よろしくお願いします。

- (5) 破損や紛失・盗難等の事故が発生した場合は、修理費等の全額または過失相当分(上限45,000円)を弁償していただく場合があります。

10 家庭での使用

- (1) 持ち帰りの際には、必ずランドセル・かばんに入れ、登下校中は使用しません。
- (2) ゲームや学習に関係ない動画の閲覧など、学習活動に関わることに以外に使ってはいけません。
- (3) 家庭のインターネットへの最初の接続は、各家庭で行います。
- (4) 家庭におけるインターネットの利用については、学校でも指導を行います。保護者からも指導をお願いします。
- (5) 家庭でインターネットに接続する環境が整っていない場合は、学校に相談してください。

11 使用の制限

「学習用情報端末(iPad)活用の約束(学校・家庭学習編)」が守れないときは、iPadを使うことができなくなります。

12 その他

上越市では、iPadの活用開始にあたって、確認書を提出いただいています。今後、家庭への持ち帰りを
行う際には、「学習用情報端末(iPad)活用の約束(学校・家庭学習編)」を児童生徒・保護者がよく読んで理解し、「宣誓書」を提出した上で実施することとします。